

研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為に関する通報窓口

ヤマザキ動物看護専門職短期大学では、研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為に関する通報窓口を以下のとおり設置しています。

1. 「不正行為」とは

研究成果の作成及び報告の過程において、データ、情報その他研究成果の捏造、改ざん、盗用及びこれらの行為の証拠隠滅または立証妨害すること。

研究費について、各種法令及び本学の関係諸規定等に違反して、研究費に対する応募・受給の資格がないのにその申請を行って不正にこれを受給し、または受給した研究費を預け金、架空出張費、架空謝金、受給対象研究以外への流用、その他不正の使途に使用すること。

2. 通報・相談の対象者

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 取引事業者の関係者
- (4) 本学が支給する研究費または本学の設備を利用して研究活動を行う者
- (5) その他不正行為の疑いがあると思料する者

3. 受付方法

電話、電子メール、FAX、書面または面会により受け付けています。

4. 不正行為に関する通報窓口

学校法人ヤマザキ学園 法人本部総務部

住 所：〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-7-2

T E L：042-653-0511

F A X：042-653-0512

E-mail：honbu@yamazaki.ac.jp

※告発の是非や手続きについて疑問がある場合は、以下の相談窓口にご相談ください。

5. 不正行為に関する相談窓口・公的研究費に関する相談窓口

ヤマザキ動物看護専門職短期大学 事務局

住 所：〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-3-10

T E L：03-3468-1101

F A X：03-3468-1102

E-mail：soumu-t@yamazaki.ac.jp

6. 通報・相談者等の保護

通報・相談者等は、通報・相談したことで、不利益な扱いを受けることはありません。万が一、相当な理由なく不利益が生じた場合、回復措置を講じます。

なお、悪意に基づく告発が行われた場合は、通報者の氏名の公表、処分等必要な措置を講じることがあります。

7. 注意事項

- (1) 通報にあたっては、氏名、住所、電話番号、研究に係る不正行為の内容等を明示してください。匿名による告発があったときは、不正行為の内容が明示され、かつ、相当の信憑性があると思われる場合に限り受け付けます。
- (2) 当該告発の対象となった研究者等が本学の所属でないときは、対象となった研究者等の所属する研究機関に通知します。
- (3) 通報・相談内容を把握するため、通報窓口より連絡させていただくことがあります。
- (4) 受け付けた通報は、調査の必要性を検討し、調査を行うか否かの決定を行い、その結果を通知します。
- (5) 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。

8. 諸規程

- (1) 学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程
- (2) ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究活動の適正推進及び不正行為への対応に関する規程
- (3) ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程

以上

令和6年4月1日
ヤマザキ動物看護専門職短期大学
事務局学務課